

洲本市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要領

1. この要領は、別に定める厚生省令及び関係省令の義務規定に基づき、介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が洲本市（以下「市」という。）の介護保険被保険者等に対する介護サービス等の提供中に事故が生じた場合の事務手続きについて以下の通り定めるものとする。

2. 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス
事業者が行う介護保険適用サービスとする。

3. 報告の範囲

事業者は、次の（１）から（５）の場合に、市へ報告を行う。

（１）サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

① 「サービスの提供による」とは送迎、通院等の間の事故も含む。また、在宅介護の通所・短期入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。

② ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについては、報告する。

③ 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失によるケガであっても、②に該当する場合は報告する）。

④ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるとき（トラブルになるおそれがあるとき）は、報告する。

⑤ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、市へ連絡もしくは報告書を再提出する。

（２）食中毒及び感染症等の発生

感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として１、２、３類とする。

ただし、通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、感染性胃腸炎（ノロウイルス）や疥癬の発生など、利用者等に蔓延する恐れのある場合並びに新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの報告を保健所に行った場合又は当該報告を行わない場合であっても事業者の判断で休業を行うなどサービス提供の継続に支障をきたすような場合も報告する。

また、食中毒及び感染症等の発生について、関連する法に定める届出義務がある場合はこれに従うほか、保健所等と連携・協力して対応する。

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など）について報告する。

(4) 消費生活用製品安全法第2条第5項に基づく重大事故に相当する事故の発生

(5) その他、報告が必要と認められる事故の発生

4. 報告の手順

事故後、事業者は、速やかに市へ報告することとする

(1) 事業者は、事故等の発生後、速やかに市へ報告を行う。

① 第1報は、少なくとも別紙事故報告書の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。

② その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

③ 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で最終報告を行う。

(2) 緊急性・重大性の高い事故については、直ちに市へ電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。

(3) 感染症又は食中毒が発生したときは、原則として、発生時及び終息時の2回、報告を行い、必要に応じて途中経過を報告すること。また、関連法に届出義務が定められている場合は、これに従うこと。

(4) 各事業者は、保険者、利用者等及び事業者の事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

5. 利用者等への説明

事業者は、事故発生後、利用者やその家族に次の内容を説明しなければならない。

(1) この要領に基づき、「事故報告書」を作成し、市に提出すること。

(2) 提出後の事故報告書が個人情報以外を事故事例として兵庫県に報告される場合があること。

(3) 情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容（例：事業者名簿）が公開される場合があること。

6. 報告の書式

別添「事故報告書」を用いるが、兵庫県その他事業所所在地の定める様式など、適宜、別用様式を使うことは差し支えない。

(1) 市への事故報告の提出は、電子メールによる提出を基本とする。

(2) 事故報告書は、感染症または食中毒による事故報告を除き、原則として利用者等個人ごとに作成し、報告すること。

(3) 感染症または食中毒において一つのケースで対象者が多数になる場合は、疾患名、最初に患者が発生した日、利用者等・従業員の発生者数、主な症状、患者数の推移などを記載した事故報告書を作成し、保健所への報告の際に提出した書類を添えて市へ報告すること。

7. 報告先

事業者は、3で定める事故が発生した場合、4、5の手順により、次の両者に報告する。

(1) 被保険者の属する保険者（市町）

(2) 事業所・施設が所在する保険者（市町）

8. 報告を受けてからの市の対応

報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行う。

この場合、洲本市が保険者（上記7の（1））の場合は、洲本市が主たる対応を行うものとするが、事業者への事実確認等において必要がある場合は、事業所の所在地たる市町と連携を図る。

なお、以下の事由による事故の場合は、県民局へ報告する。

- ① 事故により利用者が死亡したもの
- ② 新型インフルエンザに係るクラスターサーベイランスの報告を保健所に行ったもの又は当該報告を行わない場合であっても事業者の判断で休業を行うなどサービス提供の継続に支障をきたすと思われるもの
- ③ 特異な事由が原因となっていると思われるもの
- ④ 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われるもの

- ⑤ 職員の不祥事や法令違反等が原因となっていると思われるもの
- ⑥ 消費生活用製品安全法第2条第5項に基づく重大製品事故に相当するもの
- ⑦ その他、他の事業者事例として情報提供することによって、同様の事故の発生が防止できると思われるもの

また、指定基準違反のおそれがあると判断される場合は、県民局に連絡を行うとともに保険者の立場から必要に応じて連携を行い、利用者・家族から事業者の対応に関して苦情があった場合は、適宜事業者に事実確認を行うとともに、利用者家族に対し必要に応じて、国保連合会・介護サービス苦情処理委員会の苦情申立て制度の紹介や連絡調整を行う。

別表

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）、洲本市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年3月31日規則第14号）
--